

平成 24 年度

高知大学大学院総合人間自然科学研究科

教育学専攻修士論文要旨集

学校教育編

学校教育編 目次

矢野 孝明

青年期における学習動機づけに及ぼす環境要因についての検討

..... 3

大川 純一

高知の子どもの心を育てる道徳教育のあり方～道徳の時間における効果的な発問について

..... 7

久米 真理

全国規模の学力調査 一調査に関わる3者の意識に着目して一

..... 11

中谷 善

公立学校と地域社会の関係性

..... 15

青年期における学習動機づけに及ぼす環境要因についての検討

矢野 孝明

(教育学専攻・学校教育コース・心理学分野)

1. 本研究の目的

新学習指導要領では「生きる力」を育むことが目指されており、そのうちの「確かな学力」を育む重要な要素として学習意欲が示されている。学習活動を行ううえで学習意欲が重要な要因であることは、誰もが認めるところであろう。今後の教育現場においては、今まで以上に重視されることが考えられる。そこで本研究では、学習動機づけのはたらきを検討するため、どのような学習動機づけが、どのような学習活動に影響を及ぼすのか明らかにする必要があると考えた。また、学習動機づけを考えるうえでは、それらを規定している要因についての検討も必要である。これまでの研究では、環境要因が学習意欲や学業成績などに及ぼす影響について検討されたものが多い。そこで本研究では、生徒を取り巻く生活環境が、どのような種類の学習動機づけに影響を及ぼすのか明らかにする必要があると考えた。

第1研究「中学生の授業に対する学習動機づけが積極的学習活動に及ぼす影響」では、中学1年生と2年生を対象に質問紙による調査を行い、どのような動機づけが、積極的学習活動に対してどのような影響を及ぼすのかを検討する。

第2研究「中学生の学習動機づけに及ぼす環境要因についての検討」では、中学1年生から3年生を対象に質問紙による調査を行い、親の養育態度や生活習慣などの環境要因が学習動機づけや無気力感に及ぼす影響、またそれらの関連性について検討する。

第3研究では大学生を対象に、高校生の頃を想起してもらう形式で第2研究と同様の調査方法を用いて実施、検討する。

以上3つの研究を通して、青年期における学習動機づけに関する検討と考察を行い、さらに今後の課題について言及することが本研究の目的である。

2. 第1研究「中学生の授業に対する学習動機づけが積極的学習活動に及ぼす影響」

(1) 目的

高知県では、全国学力学習状況調査の結果を受けて、児童・生徒の低学力問題が課題となっており、なかでもその要因は学習意欲の低下であるということが明らかになっている。学習意欲は心理学において学習動機と捉えられ、内発的動機づけ・外発的動機づけ、コンピテンス、自己効力感などの様々な種類が先行研究により明らかにされており、また学習活動や学力などとの関連が指摘されている。本研究では、どのような種類の学習動機づけが、生徒のより良い学習活動を促すのかを明らかにすることを主要な目的とする。

(2) 方法

調査は2010年11月～12月に、附属中学校の1年生158名と、2年生149名の計307名を対象にして質問紙調査で実施した。調査課題は、①特性的自己効力感尺度(成田ら1995)、②コンピテンス

尺度(桜井 1992)、③学習目標尺度(馬場園 1990)、④積極的学習活動尺度(布施ら 2006)である。

(3) 結果および考察

学習動機と学習活動との影響を検討するために Amos による共分散構造分析を行った。その結果、動機づけの関連を見ると、特性的自己効力感から学習コンピテンスへ正の有意なパスが示され、学習コンピテンスから学習目標へ正の有意なパスが示された。これは本研究で想定した「特性的自己効力感、学習コンピテンス、学習目標という順で、段階的に積極的な学習活動に影響を及ぼす」というモデルと同様の結果が得られたと言える。つまり、より長期的で一般的な日常生活場面における自己効力感が高い生徒ほど、学習に関する自信や積極性も高くなるという傾向があり、そしてそれらの生徒は「学習すること自体に楽しみを感じる」、「他の生徒よりも良い成績をとりたい」というような目的意識をもって積極的に学習に取り組むことが示唆された。また「特性的自己効力感」は単独でも「積極的な学習活動」に強く影響を及ぼしていることから、非常に重要な動機づけであることも示唆された。

次に、使用した質問紙それぞれの各下位因子において、2 (学年) × 2 (性別) の 2 要因の分散分析を行った。その結果、本研究において学習動機づけは学年が上がるにつれて低下する傾向があることが示された。これは多くの動機づけ研究でも同様の結果が得られている。また、積極的学習活動においても学年が上がるにつれて低下することが示された。先行研究においても、本研究と同様に学年が上がるにつれて積極的学習活動は低下しており、同様の結果が得られたと言える。これらの理由としては、学年が上がり学習が進んでいくにつれて学習内容も難しくなり、基礎・基本となる内容の取りこぼし等が生じて、各生徒の間で出来・不出来の差が表れてくることによるものと考えられる。また、学年が上がるにつれて自分自身を客観的に評価する能力が高まってくることも要因ではないかと考えられる。

性差においては、「学習コンピテンス」、「課題関与」、「挙手・発言」、「家庭学習」因子で男子が女子よりも得点が高く、「学習回避」と「消極的学習」因子では女子が男子よりも得点が高い結果となった。「挙手・発言」因子については、先行研究においても同様の結果が得られ、「女子の方が思慮深く慎重な行動をとる」と言われている。その他の因子に関しては、女子が男子よりも「動機づけが低く学習活動も消極的だ」と考えるのではなく、女子のほうが自分の学習に対する行動や意識を客観的に評価する能力が成熟しており、その結果自分に対して厳しく評価をしているものと考えられる。

3. 第 2 研究「中学生の学習動機づけに及ぼす環境要因についての検討」

(1) 目的

本研究では、中学生の学習動機づけの形成には生活環境が重要な要因になっていると想定し、「生活習慣・学習習慣」、「親の養育態度」の 2 つを、学習動機づけを規定する環境要因として設定した。そして生活習慣・学習習慣や親の養育態度が、どのような学習動機に、どのような影響を及ぼすのかを検討する。さらにそれらの環境要因や学習動機と、最近の中学生の傾向であるとされる無気力感との関連についても検討する。以上の分析を通し、中学生における環境要因が学習動機や無気力感にどのような影響を及ぼすのか明らかにすることを目的とする。

(2) 方法

調査は2012年7月に、高知市内の公立中学校1校の1年生107名、2年生115名、3年生105名の計331名を対象にして、質問紙調査で実施した。調査課題は、①生活習慣・学習習慣尺度(高知市教育委員会2011)、②親の養育態度に関する尺度(辻岡ら1976を参考に作成)、③無気力感尺度(笠井ら1995)、④学習の動機づけ尺度(市川1995)である。

(3) 結果および考察

生活習慣・学習習慣因子と他の尺度の因子との間にどのような関係があるのか検討するため、学年別・性別ごとに相関関係を求めた。その結果、生徒の生活習慣・学習習慣は親の養育態度との関係性が強く、また無気力感や学習動機づけとも関係性が強いことが示された。中学生が望ましい生活習慣・学習習慣を身につけることで、意欲的で気力ある生活を送ったり、さまざまな学習動機づけで勉強に取り組んだりすることができる可能性があると言える。

次に、親の養育態度の各因子と、無気力感尺度・学習の動機づけ尺度の各因子との間にどのような関係があるのか検討するため、相関関係を求めた。その結果、親の情緒的支持では、生徒の学習動機づけや学校や家庭での行動・気分に対して多くの影響を及ぼしていることが示された。親が生徒に対して情緒的な支持をすることで、意欲的で気力のある生活を過ごすことができたり、さまざまな動機づけで学習に取り組むことができる可能性が示唆された。規律との関連では、親が中学生の生活に対して規律を求めることが、様々な学習動機づけに影響を及ぼしていることが示唆された。また3年生においては、無気力感にも影響を及ぼしている可能性が示唆された。放任との関連では、親が生徒の生活に対して統制しようとしなかったり、生徒自身に任せるといった態度を取ることで、生徒は無気力傾向になる可能性が示唆された。また、「学習すること自体に楽しみを感じる」、「頭のはたらきを鍛えたい」といった動機づけを抑制する傾向も示された。

次に、生徒の生活環境が学習動機づけに及ぼす影響を検討するため、学年別にAmosによる共分散構造分析を行った。その結果、全ての学年において親の養育態度は生徒の生活習慣や学習動機づけに大きく影響を及ぼしていることがわかり、重要な環境要因であることが示唆された。また、1・2年生においては親の養育態度から生活習慣へ、生活習慣から学習動機づけへと段階的に影響を及ぼしていることから、親の養育態度だけではなく、望ましい生活習慣を身につけることの重要性も示唆された。これは、1・2年生においては本研究で想定したモデルと同様の結果が得られたと言える。3年生にとっては、学習動機づけの環境要因として生活習慣・学習習慣以外のものがあることが示唆された。

4. 第3研究「高校生の学習動機づけに及ぼす環境要因についての検討」

(1) 目的

本研究は、第2研究において実施した調査の対象者を変えて実施する。大学生に対して高校生の頃を想起しながら質問紙の回答をするよう依頼した。得られたデータを高校生のデータと見なし、高校生における環境要因が学習動機や無気力感にどのような影響を及ぼすのか明らかにすることを目的とする。

(2) 方法

調査は2012年5月に、高知大学の学生124名を対象にして質問紙調査で実施した。調査課題は、第2研究で使用した質問紙に、「各自の高校生活を想起して回答する」という教示を加えたものを使用した

(3) 結果および考察

生活習慣・学習習慣因子と他の尺度の因子との間にどのような関係があるのか検討するため、相関関係を求めた。その結果、高校生における生活習慣は学習動機や、親の養育態度や無気力感との関係性が強いことが示された。生活習慣が良かったと感じている生徒は、親から情緒的な支えがあり、自分自身の生活に関心を持って接してくれていたと感じていたり、親から規則正しく生活するように言われていたことが示された。また、生活習慣が良かったと感じている生徒は、物事に対して意欲的に取り組んだり、目標を持って取り組む傾向にあることが示され、さまざまな学習動機づけを高める傾向も示された。本研究においても、第2研究と同様に、生活習慣の重要性を示す結果が得られた。

次に、親の養育態度の各因子と、無気力感尺度・学習の動機づけ尺度の各因子との間にどのような関係があるのか検討するため、相関関係を求めた。その結果、情緒的支持は、学校や家庭での気分に多くの影響を及ぼしていることが示唆された。学習面においては、学習内容に関与した動機づけに影響を及ぼしていることが示された。生徒が意欲的で充実した生活を過ごすことができ、勉強すること自体に価値を見出して学習に取り組むための重要な要因であることが示唆された。放任との関連では、生徒が家庭や学校において意欲的で気力ある生活を送ることとの関連が示された。また、「学歴をよくしたいから」といった動機づけとは負の関係にあることが示唆された。規律との関連では、親が生徒に対して規則正しい生活を求めることと、「親や先生にほめてもらいたい」、「学歴をよくしたい」といった動機づけとの関連が示唆された。

次に、生徒の生活環境が学習動機づけに及ぼす影響を検討するため、Amosによる共分散構造分析を行った。その結果、親の養育態度は生徒の生活習慣や学習動機づけに大きく影響を及ぼしていることがわかり、重要な環境要因であることが示唆された。また、親の養育態度から生活習慣を介することで、教育上望ましいとされる内発的な動機づけに影響を及ぼしていることから、親の養育態度だけではなく、生活習慣を整えることの重要性も示唆された。これは中学1・2年生モデルと同様の結果と言え、本研究で想定したモデルを支持したと言える。

5. 結論

本研究は、青年期において学習動機づけが積極的な学習活動に望ましい影響を及ぼすこと、また学習動機づけを形成していくうえでは生活習慣・学習習慣や親の養育態度が重要な環境要因となっていることを再確認した。教育上、望ましいとされる学習内容に関与した動機づけを高めるためには、親が子どもを情緒的に支持することや、それにより生活習慣・学習習慣を身につけることが非常に重要であると考え。また、発達とともに親が子どもに及ぼす影響が異なると考えられるため、発達に応じた親子関係も重要だと考える。

「高知の子どもの心を育てる道徳教育のあり方」

—道徳の時間における効果的な発問について—

大川 純一

(教育学専攻・学校教育コース・教育学分野)

1 研究の背景と目的

めまぐるしく変化する社会の中で、子どもたちの道徳性の欠如が指摘されている。高知県の子どもの例外ではなく、「全国学力・学習状況調査」児童生徒質問紙調査の結果によれば、特に自尊感情、規範意識、地域の人とのかかわりの内容で肯定群の回答をした子どもの割合が全国平均を下回っていた。そのため、道徳教育への期待が高まっており、県も道徳教育に関する様々な取り組みを行っているところである。その中で、高知県教育委員会が県内の全小・中学校を対象に実施している「道徳教育に関する調査（H23）」の結果によると、道徳の時間を充実させる上での課題として、「道徳の時間の指導方法を工夫改善すること」と答えた教師の割合が小・中学校ともトップであることが分かった。学校教育全体を通じて行われる道徳教育の要としての「道徳の時間」の指導の充実が求められている。

本研究では、道徳の時間の指導方法の中の「発問」に絞って研究を進めてきた。道徳の時間における効果的な発問について研究し、指導の工夫改善を図ることで、子どもの道徳的实践力を高めることができるのではないかと考えたからである。

2 各章の内容

序章 研究目的・方法

1の研究の背景と目的で述べたように、高知県の道徳教育の課題は、

○道徳性の低下に代表される「子どもたちのもつ課題」

○指導方法の工夫改善等の「学校現場での道徳授業についての課題」

の2点にあるといえる。この解決のために、下のような研究仮説を立てて研究を進めた。

道徳の時間における効果的な発問によって、子どもがより深く自己を見つめ、対話が広がるような授業になるのではないか。さらにそのことが、現在の道徳授業の課題を解決する1つの方法になるのではないか。

ここで言う「効果的な発問」とは、子どもの道徳的価値の自覚をより深めるために効果のある発問ということであり、具体的には、

- ・道徳的価値の理解が深まる
- ・自分とのかかわりで道徳的価値がとらえられる
- ・道徳的価値を自分なりに発展させていくことへの思いや課題が培われる

の3点において効果がある発問のことである。

第1章 道徳教育の概要

序章で示した課題を解決するためには、道徳教育の充実が欠かせない。第1章では、そもそも道徳とは何か、学校における道徳教育が目指すものは何なのかについて改めて確認し、道徳の時間のねらいやその指導内容について明らかにすることとした。

学校における道徳教育は、「学校の教育活動全体を通じて、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うこと」を目標としている。ここで道徳性の諸様相として挙げられている道徳的心情、判断力、実践意欲と態度が全体として密接な関連をもつよう

に指導することが大切である。そして、道徳的行為が児童自身の内面から自発的、自律的に生起するよう道徳性の育成に努める必要がある。

小・中学校の教育課程では、学校の教育活動全体で行う道徳教育の「要」として、「道徳の時間」が各学年に週1時間配当されており、道徳教育を進めるうえで重要な役割を果たしている。道徳の時間の目標は、学校の全教育活動を通じて行う道徳教育の目標をそのまま受け継いだ形で示されている。そしてさらに、道徳の時間以外における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によって、それらを補充、深化、統合し、道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深め、道徳的実践力を育成することが目標として挙げられている。本研究で、道徳の時間における効果的な発問について明らかにすることは、まさにこの目標を達成することにつながるのである。

第2章 道徳の時間の指導過程論

道徳の時間の目標に迫るための指導の方法として、識者たちが様々な指導過程論を提唱し、各学校で行われる道徳授業に大きな影響を与え、わが国の道徳教育の発展に貢献してきた。学校現場で子どもの前に立ち、子どもの心を育てようとする教師が、道徳の時間の指導をよりよいものとするために代表的な指導過程論についてその特徴を理解し、比較検討し、活用しようとすることは大切なことだと考える。第2章では、高知県の道徳教育に大きな影響を与えてきた2つの指導過程論を紹介し、その特徴をまとめた。

1つ目は井上治郎氏の提唱した指導過程論である。その特色は、

- ・資料のもつ同質性を重視すること
- ・生徒の道徳性（道徳的是非にかかわる生徒のものの見方、感じ方、考え方）を鍛える方途を示したこと
- ・そのために話し合いを重視すること（話し合いの組織化）

の3点にまとめることができる。

2つ目は青木孝頼氏が提唱した指導過程論である。青木は道徳の時間の基本過程として、1時間の授業を導入、展開、終末の3段階に分けた。展開前段では、資料に登場する主人公の感じ方、考え方を子どもたち自身の価値観に基づいて推測させ、多様な意見を出し合わせる。さらに、これをいくつかに類型化し、これらの意見を相互に比較させることによって、子どもたちがこれまで無意識的に発言してきた自己の価値観に気付いたり、自覚したりする。そしてさらに学級の友だちの価値観にも気付くことができる。これを踏まえて展開後段において価値の一般化を図るものである。

さらに青木は「資料活用類型」を提唱している。共感的活用、批判的活用、範例的活用、感動的活用の4つである。これら4つの活用類型の中で「共感的活用」が中心となるべきだと青木は言う。その結果、この「共感的活用」のみがクローズアップされ、登場人物の気持ちを問う発問を中心とした授業が主流となっていくのである。「批判的活用」に取り込まれるような形になっていた井上の指導過程論、弁護・批判による授業はだんだんと影をひそめていくこととなる。

第3章 高知県の道徳教育

高知県における道徳教育についても、熱心な先輩たちによってわが国の道徳教育の潮流と相まって研究が推進され、その発展に寄与してきた。特に指導行政と学校現場が一体となって研究推進に努めてきた中で、高知県市町村教育委員会連絡協議会が昭和56年に発行

した道徳資料集『ゆたかな心』と平成3年発行の『新版ゆたかな心』がすべての小中学校に配布されたことは、本県の道徳授業に大きな影響を与えたといえる。第3章ではこの『ゆたかな心』『新版ゆたかな心』の指導の手引きである展開例集の基本発問を分析することによって、道徳の時間にどのような指導がなされてきたのか、『ゆたかな心』から『新版ゆたかな心』への移行に当たって、指導過程にどのような変化があったのかを明らかにした。分析に当たっては、下の分類基準を用いた。

- | |
|----------------------------|
| I 読み物資料等の登場人物の感じ方、考え方を問う発問 |
| II 学習者（児童・生徒）の感じ方、考え方を問う発問 |

Iは主人公を中心とした登場人物の感じ方や考え方を問う発問であり、「～はどんな気持ちだったでしょう」「このとき主人公はどんなことを考えていたでしょう」というような問い方をすることが多い。資料場面についてのイメージを膨らませ、その時の登場人物の気持ちを想像し、それに自己を重ねていくことで道徳的価値の自覚を深めようとするものである。これは、「資料に登場する主人公の感じ方、考え方を子どもたち自身の価値観に基づいて推測させ、多様な意見を出し合わせる」という、青木孝頼の指導過程論をもとにした発問の仕方であるといえることができる。

それに対して、IIは学習者である児童・生徒の感じ方、考え方を問うもので、「～した主人公をどう思いますか」「主人公の考え方をどう思いますか」などといった問い方をする。これはまさに「道徳授業では資料を中心に学習者である生徒の道徳的なものの見方、感じ方、考え方を話し合いを通してより確かなもの、より高いものに鍛え上げていくことが重要である」とした井上治郎の指導過程論の影響を色濃く受けた発問の仕方である。分析の結果は下の表の通りである。

表1 2つの資料集における発問の割合の比較（発問数／総発問数）

	ゆたかな心		新版ゆたかな心	
	I	II	I	II
1年生	38.5%(30/78)	61.5%(48/78)	80.3%(94/117)	19.7%(23/117)
2年生			92.4%(110/119)	7.6%(9/119)
3年生	27.2%(22/81)	72.8%(59/81)	93.9%(108/115)	6.1%(7/115)
4年生			91.0%(111/122)	9.0%(11/122)
5年生	34.6%(27/78)	65.4%(51/78)	83.0%(112/135)	17.0%(23/135)
6年生			86.3%(113/131)	13.7%(18/131)
全学年	33.3%(79/237)	66.7%(158/237)	87.7%(648/739)	12.3%(91/739)

『ゆたかな心』では、全学年の合計においてIIの発問の仕方の割合がIよりも大きかったのに対し、『新版ゆたかな心』ではIの発問の仕方の割合がIIを大きく上回るようになってきたことが分かる。これは大きな変化と言ってもいいだろう。学習者の感じ方、考え方を出させることでねらいにせまろうとする授業から、資料の登場人物に寄り添わせることでねらいにせまろうとする授業への指導過程の転換がここにあったことがうかがえる。

この結果から、現在の高知県においては「主人公はどんな気持ちだったでしょう」というような、Iの発問の仕方を中心に授業が行われていることが明らかになった。

第4章 授業実践研究

Iの発問の仕方が現在の道徳授業の主流になっていることが『ゆたかな心』『新版ゆたかな心』の発問分析によって明らかになった。ではIIの発問では授業は成功しないのか、道徳的価値の自覚を深めることはできないのだろうか。それぞれの発問の仕方のもたらす効果の特徴を探るために、附属小学校中学年において授業研究を行った。さらに2年目には発達段階に応じた効果的な発問について探るために、本山町2校の高学年を対象に授業研究を行った。授業後の授業評価表の分析、さらに授業記録やビデオによる児童の反応の分析によって下のようなことが明らかになった。

- | | |
|----------|-------------------------------|
| Iの発問の効果 | ①発言意欲をもたせられる。 |
| | ②道徳的価値の理解が進む。 |
| | ③自分とのかかわりとして道徳的価値をとらえることができる。 |
| IIの発問の効果 | ①主人公に自分を重ねて考えることができる。 |
| | ②発言が具体的で主観的なものとなる。 |
| | ③話し合いが組織されやすい。 |
| | ④息の長い発言が期待できる。 |

小学校高学年の子どもの道徳性の発達段階から考えると、Iの発問よりもIIの発問の方に効果的な面が多い。

3 結論

授業研究によって得られた結果によって「道徳の時間における効果的な発問とは」という問いに対する答えが見えてきた。それはつまり、「登場人物の感じ方・考え方を問う発問」であり、「学習者の感じ方・考え方を問う発問」なのだ。どちらの発問にも大きな効果が期待できるということである。本研究は発問を中心にした研究であるので、両者のメリットを生かした授業展開を提案する。今行われている道徳の授業では、そのほとんどがIの発問の仕方によってのみ構成されていると言っていいだろう。確かに道徳的価値の自覚の面で効果的なIの発問による授業展開がベースにされるべきであろう。しかし、「それだけが道徳の時間である」となってしまっただけではいけないと思うのだ。道徳の時間の指導において、「こうしなければならない。」「これをしてはならない。」というものはない。学級の児童の実態や資料のもつ特質に応じて、いろんな指導の仕方があっていいのではないだろうか。

道徳の時間には中心場面があり、中心発問によってその時間のねらいとする価値について深く掘り下げていく。その場面において、子どもが自分と主人公をより重ねて考えることができるように、さらに話し合い活動を活発にするためにIIの発問を入れてはどうか。そうすることで子どもが主人公になって考え、感じ方や考えを言い合う中に対話が生まれてくるにちがいない。それぞれの発問のよさを生かした柔軟な展開が道徳の時間に求められている。

それに加え、道徳性の発達段階を考慮した発問構成の必要性を提案する。まだ自分を語るのが難しい低学年であれば必然的にIの発問が主となるであろう。しかし、高学年から中学生においてはIIの発問の割合をもう少し高くし、子どもたちが自分を語れる、友だちの考えを知ることができる、そしてそのことに喜びを感じられる機会をつくってやる必要があると考えるからである。

久米 真理

(教育学・学校教育コース・教育学分野)

序章：研究の目的と方法

文部科学省(以下、文科省)によって、2012年に5度目の全国学力・学習状況調査(以下、全国学力調査)調査が実施された。その目的や実施方法などは2010年度より変わっておらず、対象教科については、「国語AB」、「算数・数学AB」に新たに「理科」が追加された。

2010年度では、13県で100%の参加率となっていたが、2012年度では、21県で100%の参加率となった。都道府県別に見ると、その多くが8割を超える参加率であり、積極的に希望利用による調査を実施していることがわかる。一方で、全体の参加率が4割を切っている自治体もある。例えば神奈川県では37.6%、愛知県では27.8%となっている。それぞれの希望利用の割合は、順に、14.7%、13.2%と両県で低くなっており、この理由に、自治体で独自の学力調査を実施していることや、学力把握は十分できているということが挙げられている。ここから、全国学力調査は学力把握のために実施していると考えていることが読み取れる。

しかし文科省は、①義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。②そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。③学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。という3点を掲げている。これから、文科省と教育委員会の間で全国学力調査が何のために実施されているのかの考えが、一致していないことが考えられる。

また、実施当初から研究者によって、全国学力調査は批判されているにも関わらず、文科省は調査を実施し、調査を実施した自治体は、約8割を超える参加率となっていることから、自治体では、全国学力調査を肯定的に捉えていると考えられる。

このように、全国学力調査をめぐる関係者がそれぞれで全国学力調査に対する論を展開しているために、意識の温度差が生まれていると考える。そこで、調査に関わる教育委員会と学校関係者にアンケート調査を実施し、その結果の分析から、文科省、また研究者とどのような意識の差があるのかを検討する。そして、今後の全国規模の学力調査のあり方について考えていく。

第1章：文部科学省における全国学力調査の意義と特徴

全国学力調査が実施された背景には、「ゆとり教育批判」とそれに連なる「学力低下論争」がみられる。直接の契機となったのは、国際学力調査であるPISA2003とTIMSS2003の結果である。ここでは、読解力が大幅におり、数学や理科の低下傾向もみられた。

2005年10月の中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」では、「子どもたちの学習到達度・理解度についての全国的な学力調査を実施することが適当」と明記され、全国学力調査の

実施へと進んでいった。つまり、「学力低下不安」と「ゆとり教育批判」が、全国学力調査の実施を後押ししたと言える。

文科省は、調査目的については、2010年度と同様であることから、今後も継続していく必要があると考えている。また、対象学年は、小学校第6学年と中学校第3学年としており、今後、学年の追加を行うとなると、問題作成やそのための体制を整える必要性が出てくるだけでなく、学校数や児童数が今以上に拡大する。そのため、教科の追加を行うことを考えれば、当面は現状のままで実施することが適当であると考えられている。

実施時期については、調査結果を児童生徒にフィードバックする必要性を考えると、年度の早い時期である4月での実施を基本とすると考えられており、今後も継続されると考えられている。またその実施頻度では、国語や算数・数学といった教科は、毎年の実施の必要があるが、新たに追加された理科については、実施面からも、一定の期間で実施される必要があるとしている。また、小学校と中学校で社会の追加、中学校では英語の追加が検討される必要があるとしている。

調査方式については、実施当初から3年は悉皆調査で実施されたが、2010年度より抽出調査と希望利用方式に切り替えて調査が実施された。切り替えられた理由として、これまでの悉皆調査の結果、全国及び各地域等の信頼性の高いデータが蓄積され、教育に関する検証改善サイクルの構築も着実に進んでいること」ためであるとしている。

結果の取扱いについては、「個々の市区町村単位の状況を公表するのではなく、地域の規模等に応じたまとまりごとに公表する」としており、これは、個々の単位まで公表すると序列化や競争につながるためであると考えている。またその公表に当たり、全国学力調査で測定できるのは学力の特定の一部であること、また調査結果が、学校や地域の学力を表しているのではないという説明がなされなければならないとしている。また全国学力調査の目的で教育施策の検証を行うとしているが、現状では、十分に活かしきれていないということから、検討する必要があることを指摘している。

第2章：アンケート調査の結果①

47都道府県教育委員会と、全国から無作為に抽出した259の市教育委員会を対象に全国規模の学力調査に関するアンケート調査を実施した。

都道府県と市で、割合の差が大きかったものは、「実施頻度」である。都道府県では、「毎年実施」が84.2%と高いが、市では68.1%であった。また、「実施時期」では、都道府県では「現在のまま」が78.9%であるのに対し、市では88.4%と高い。また、「独自の調査」では、「調査している」と回答した都道府県が84.2%であるのに対し、市では36.2%と低い。このことから、都道府県において独自の調査が実施されていることがわかる。

また、抽出外の学校への対応としては、「学校の希望ではなく、教育委員会の会議等で決定」した割合が市で26.1%と高く、都道府県では5.3%と低い。都道府県では、市町村教育委員会に判断を委ねる、または、特に行っていないということが挙げられた。

全国学力調査の意義では、「全国の児童生徒の学力、生活実態の把握」、「自治体の教育政策に生かす」、「学校の教育活動や、教員の授業改善に生かす」、「国の調査に協力する姿勢」の4点に分けら

れた。調査結果の活用では、「自治体の教育政策に生かす」、「学校の教育活動、教員の授業改善に生かす」、「児童生徒の学力向上へ生かす」、「児童生徒の全国的な学力の把握」の4点に分けられた。また、教育政策に与える影響としては、都道府県では、「自治体の教育施策の資料」、「学校での教育活動への資料」の2点、市はそれに「教員研修等の資料」、「マイナスの意識」の4点に分けられた。

第3章：アンケート調査の結果②

全国から無作為に抽出した150の小学校と150の中学校の校長と教員を対象にアンケート調査を実施した。

校長と教員で割合の差が大きかったものは、「調査サンプルの選定」である。小中学校の校長は、「悉皆調査」での実施が約4割を占めるが、小学校の教員では約2割、中学校の教員では約3割となっている。小学校教員は「抽出調査」での実施が36.8%と最も高い。

また、目的については、「現在のままで問題なし」と考えている校長と教員が多く、約8割を占めている。このことから、現在の目的は妥当であると考えられていることがわかる。

小中学校の教員に、児童生徒質問紙調査の実施について尋ねたところ、「実施する必要がある」と回答したのは、小中学校ともに6割程度であった。その理由としては、学習と生活の相関関係を把握するため、指導の資料とするため、生活面や意欲面を重視するため、といった理由が挙げられた。逆に、結果が反映されない、担任はわかっている、学校でも行っているという理由が挙げられた。

また小中学校の校長に対しては、学校質問紙調査の実施について尋ねたところ、「実施する必要がある」と回答したのは、小学校で50%、中学校で57.1%であり、半数は超えるものの、あまり必要性を感じていないことがわかる。その理由としては、全国規模で学校の取組を把握し、改善にいかすことが挙げられている。反対の立場では、集計の目的が不明であり、調査しても活用されないといったことが挙げられた。

さらに、今回の返信のあった小中学校は、2012年度の調査では抽出外の学校が多かった。しかし、小中学校ともに、「学校が希望」して調査に参加しており、その割合は、小学校で33.3%、中学校で35.7%となった。そのため、教育委員会からの指示ではなく、学校自ら希望して調査に参加していることが明らかとなった。

第4章：教育委員会と小学校及び中学校の校長と教員の意識の差異

小中学校の校長を「校長」、小中学校の教員を「教員」と設定し、都道府県、市の4者で分析を行い、意識の差異について確認した。その結果、実施頻度について、教育委員会の間で意識の差が見られた。都道府県では、「毎年実施」に意欲的であるが、市では、あまり意欲的に捉えていないことが明らかとなった。市が望ましいと考える頻度は、「3年に1度」が最も多く、他には「5年に1度」というサイクルでの実施であった。

また、自治体での位置づけについては、「学力傾向を知る資料」、「自治体の教育政策の資料」、「独自調査作成の資料」の3項目で、教育委員会の間に意識の差が見られた。どちらも都道府県が積極的な回答をしていることから、都道府県では、これら3項目を自治体での位置づけとして捉えてい

ることが明らかとなった。

さらに児童生徒質問紙調査と学校質問紙調査のどちらも、実施に対して意欲的であったのは、教育委員会であった。教員は学校で児童生徒と直接関わる機会が多く、紙面での調査ではなく、毎日の関わりで把握しているために、必要ではないと考えていることがわかった。また、学校質問紙では、その目的や結果の活用が不明であるため、実施する必要はないと考えている校長が多いことが明らかとなった。また、それぞれの質問項目についても、教育委員会が学校関係者よりも、必要であると考えていることが明らかとなった。

なお、教育委員会の間と、学校関係者の間の両方で意識の差が見られたものに、「調査サンプルの選定」がある。教育委員会の間では、都道府県が「悉皆調査」での実施に意欲的であることがわかり、学校関係者の間では、校長が「悉皆調査」での実施に意欲的であることがわかった。教員では、「抽出調査」や「抽出＋希望」での実施がよいと考えていることから、「調査サンプルの選定」には、違いが見られることがわかる。

終章：今後の全国規模の学力調査のあり方について

目的のとらえ方が、教育委員会や校長、教員で異なっていることが、実施頻度や調査サンプルの選定、対象教科の項目から見えてくる。教育委員会では、自治体のより多くの児童生徒の学力を把握するために、悉皆調査で行い、さらに、毎年、理科や社会などより多くの教科で実施したいと考えている。校長では、学校の児童生徒の学力を把握するために、悉皆調査で実施し、毎年、より多くの教科で実施する必要があると考えている。教員では、抽出調査や希望利用を併せた実施で、教科では国語や算数・数学、中学校では英語が必要であるとし、毎年実施には消極的である。

このように、教育委員会と学校関係者では目的のとらえ方が異なっており、そのため、意識の差が表れたと考えられる。しかし、全国学力調査の意義については、共通のものがあることから、一定の意義を認めていることがわかる。

今後の全国学力調査のあり方については、調査目的を果たすために有効な調査方法での実施が望まれる。文科省は、抽出調査で実施可能であると考えていることから、抽出調査で実施する必要があると考える。しかし、希望利用は用いない。これは希望する学校にも調査を実施するとなると、100%の参加率の自治体も出てくるため、一定の条件を保つためにも、希望利用は行わず、抽出のみの調査を実施する必要があると考えている。

またその実施頻度については、毎年の実施とし、全学校に早い段階で調査日程を伝え、抽出の対象となっても、問題が生じないようにする必要がある。さらに、対象教科については、学校では理科や社会などの教科も授業で実施されており、これらの教科も含める必要がある。中学校では、英語も求められている。なお、1度に全ての教科を実施するのではなく、国語と算数・数学で実施した翌年は、社会と理科を実施するなど、より多くの教科が実施できるシステムにする必要があるだろう。そして、対象学年は、その結果を長く活用するために、小学校第5学年と中学校第3学年で実施が望まれる。

このように、調査目的を果たすために、有効である調査方法は、これからも考えていく必要があると思われる。

公立学校と地域社会の関係性

中谷 善

(教育学専攻・学校教育コース・教育学分野)

目的

本研究の目的は、地域と、地域にある学校との間により密な繋がりを築き、相乗的に運営していく地域社会づくりのあり方を通して、高知市で実施されている特認校制度を活用し、学校規模の維持、拡大するための方法を考察することにある。

序章

主題となる「地域」という表現は、多義的であり、近年様々な領域で扱われている。食や観光産業を用いた「地域活性化」、地域住民を総称して「地域共同体」等、様々に形を変え呼称されている。そういったことから、「地域」というものが、近年、一層注目されていることがわかる。

福祉・子育て・教育の場、震災・犯罪という危険に対処する場などとして、「地域」のあり方が見直されてきている。それに伴い、災害対策や環境問題、震災等による指定避難場所など、地域の手により、解決しなければならないとされる問題も数多くあり、地方分権の流れの中で、地域の自立と自治が重要視されている。地域の自立と自治が効果的に実現するためには、地域に様々な公共施設が社会基盤としてあり、地域住民がそれらを活発に活用できるための環境があることが前提となる。

地域によって、自然環境や、規模、人口、産業などの様々な違いはあるものの、人々が生活し、地域を構成するうえで、「病院」、「公民館」、「産業振興センター」「学校」など、必要不可欠なものがある。しかし、地域の合併や過疎化が相次ぎ、生活する上で必要な公共施設などが都市部に集約されてきており、過疎地域では、生活に支障をきたす市町村が多くなっている。

そういった観点から、本研究の題材である「学校」と「地域」は互いに必要不可欠な関係であり、互助関係が築かれることが望ましい。地域を維持するには、地域の中に学校があり、地域で働く次世代の者たちへの教育が行なわれ無くてはならない。

しかし、近年の人口減少等の課題として、過疎地、都心、ベッドタウン等の問題は日本各地に蔓延しており、特に高知市のような地方都市では人口減少・人口偏在が顕著になり、過疎地域・小規模学校共に規模の維持に困窮している状況にある。

このように「地域」をめぐる社会問題がますます複雑多様化し、子どもたちを取り巻く環境も大きく変化する中で、地域の中核を担ってきた学校も様々な課題を抱えている。

第1章

本章では、主題となる学校教育と地域社会の関係性について考察する。

第1節では、通学区域の在り方に関し、どのような根拠で規定されているかを確認する。その上で、現在では全国各地で実施されている通学区域の弾力的運用に関して、文部省初等中等教育局長から各都道府県教育委員会教育長に向けて出された通学区域制度の弾力的運用についての通知文、臨時教育審議会「教育改革に関する第三次答申」について（通知）、臨時教育審議会「教育改革に関する第三次答申」の一部、(1) 学校選択の弾力化の内容を確認し、高知市の特認校に関して調査をするうえでの基礎的なデータの確認を行う。さらに、ここで、本研究にける学校と地域の構造を高知市学校教育指標や、へき地教育振興法を通して確認する。

第2節では、学校と地域社会の連携に関する特徴として、学校と地域社会における諸制度を確認する。

その内容は、学校選択制、コミュニティスクール（学校運営協議会）、学校支援地域本部、学校評議会、地域の防災拠点としての学校、学校の多機能化（例：札幌資生館小学校）である。

- ・学校選択制は、地域の実情や家庭の状況に則し、通学する公立小中学校を選択できる制度であり、当該市町村内のすべての学校のうち希望する学校に通える自由選択制、従来の校区は残したまま、特定の学校に関しては、校区外からの通学を認める特認校制、特定の地域に居住する者に対して学校選択を認める特定地域選択制など、各地域の実情に則して現在では全国各地で実施されている。

- ・コミュニティスクールは、学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支えていく「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みである。

- ・コミュニティスクールには保護者や地域住民などから構成される学校運営協議会が設けられ、学校運営の基本方針を承認する、教育活動などについて意見を述べるといった取り組みがおこなわれる。これらの活動を通じて、保護者や地域の意見を学校運営に反映させることができる。

- ・学校支援地域本部は、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制を整えることを目的として、具体的には学校教育の充実、生涯学習社会の実現、地域の教育力の向上等が目的として挙げられる。

- ・学校評議員制度は、学校が、保護者や地域住民等の信頼に応え、家庭や地域と連携協力して一体となって子どもたちの健やかな成長を図っていく観点から、より一層地域に開かれた学校づくりを推進していくため、中央教育審議会の答申「今後の地方教育行政の在り方について」（平成10年9月）を踏まえ、日本で初めて地域住民の学校運営への参画の仕組みを新たに制度的に位置付けるものである。

- ・地域の防災拠点としての学校に関して、地域の学校施設は近隣住民の避難場所や、緊急時の医療の場として活用されるだけでなく、防災教育の場としても、地域の中心となっている。地域と学校の連携構造を築くことが重要なのだが、本研究で扱う学校選択制度等では、学校のある地域と居住地域が異なってくる。そこでは防災について、どのように考えているのかについては、3章のインタビュー調査で考察する。

- ・学校の多機能化に関する内容として少子化の影響に伴い、札幌市中心部の4校の小学校在統合された札幌都心部子ども関連複合施設を取り上げている。施設の概要としては、札幌市立資生館小学校、資生館ミニ児童会館、札幌市しせいかん保育園、札幌市子育て支援総合センターとなっており、

地域のコミュニティの場として活用されている。

学校と地域の連携については、全国で数多く実施されているのだが、本論文では、以上の6つの例をもとに、学校と地域の間にはどのような連携構造が見られるのかを考察している。

次に、実際に高知市で実施されている学校選択制の一種である特認校制度について高知市教育委員会の資料などをもとに確認する。この制度は、1977年より北海道で開始されたのだが、現在では全国各地に展開しており、実施状況や、制度内容も場所により変わっているため、調査対象である高知市の特認校制度に関する内容を整理し、2章へとつなげる。

第2章

本章では、高知市にある特認校制度実施校全校の教職員の方々に対しアンケート調査を実施し、さらに、各特認校制度実施校の代表者に対してのインタビュー調査を行いその結果をまとめた。また、比較対象として、特認校では無いが特殊な校区を有するA校の教職員の方々にもアンケート調査にご協力いただいた。

特認校に対するアンケートの内容は、以下の14項目である。「通学区域」のメリットについて、「通学区域」のデメリットについて、「学校選択制」の必要性について、学校と近隣地域の関係について、近隣地域の地域発展に関する、学校での取り組みについて、特認校制度の制度目的の内容「地域固有の教育」の必要性について、地域固有の環境の活用方法について、児童(保護者)が特認校制度を利用する理由について、学校が特認校制度を利用する理由について、特認校を利用する児童(保護者)の負担に関する打開策について、特認校制度の理念(心身の健やかな成長を促し、豊かな人間性を培い、明るく伸び伸びとした教育を希望する児童(保護者)に校区外からの通学を認める)について、特認校制度実施上の成果、課題について、地域発展に繋げる特認校制度の展望について、特認校制度実施校の具体的な目標について。A校に関するアンケートに関しては、特認校制度に関する質問を削除した。

特認校に関しては、アンケートの結果を受け、それを踏まえ、インタビューで詳細を伺った。インタビュー項目は大きく、①特認校制度について、②制度の運用実態について、③制度に対する評価についてである。

本章のまとめとして、高知市の特認校制度では、特色ある教育環境整備(小規模校であることや、特色のある授業、落ち着いた雰囲気、自然豊かな環境などを活用し、学校の特色を出している)。学校規模の維持(学校によっては実現できていない)・一定の災害対策(中には、居住地が遠方で困難なケースもある)を行い、遠方から通学している家庭に対しても緊急時に即座に連絡がとれるよう、話し合われている。学校、地域、保護者の連携(例：地域の特色を活かした教育活動がなされている。地域の方が特認校を宣伝してくれている。保護者の学校行事などに対する協力体制ができています。)

といった点では、成果を上げることができているが、通学に対する環境整備(公共交通機関の不十分な地域、スクールバスも、校区外には利用ができない)。制度利用できる家庭が限定されている。

(例：送り迎えや、PTA活動への参加が可能で、常時連絡のつく家庭など)。地域のコミュニティの

形成が不十分（制度利用者は、学校のある地域、居住する地域それぞれに関係性が低くなるおそれがある）。と言った所には問題点があることが明らかとなった。

終章・まとめ

総評として、公立小学校は、全国的に見られる少子化や人口減少、また、市町村の合併等により小規模化と統廃合問題に直面している。近年見られるそういった中、全ての学校を維持していくことは不可能となるだろう。しかし、現在の高知市において、全ての小・中学校が小規模なわけでもなく、加えて特認校制度を実施していることにより、通学する学校が限定されている状況でもない。統廃合の決断をする前に、特認校制度に現在見られる課題を解決し、学校数の維持をすることが、地域のさらなる過疎化を食い止めることができるのではないだろうか。

高知市における特認校実施校は、地域の特性を活かした教育活動を行うこと等、地域住民との密な関係を持つことができている。また、調査結果からも、制度利用者(保護者)も、学校に協力的であり、円滑に運用されていると言える。

市内全域から、居住地を問わず、自分に合った学校、通いたい学校を選択できる。その結果として学校の規模も維持することができる。学校・地域・家庭にとって有益な制度である。

しかし、課題もいくつか見られた。1つは、特認校制度により児童生徒数を増やすことのできた学校と、伸び悩んでいる学校の間には顕著な差が見られた。その要因としては、通学の困難性等が挙げられる。通学に関する環境整備はまだほとんどの学校でできていない。さらに、制度利用者と、学校周辺住民との間の関係性についてはまだ確立されていない学校があり、災害時等、緊急時に影響することが考えられる。特認校制度の活用によって、学校・家庭(児童・生徒)・地域の関係性をより密にしていくこと、学校を維持することができる。学校とは単なる教育施設ではなく、継続的な地域づくりの拠点として活用されるべきである。学校の統廃合がなされる前に、今後の公立小・中学校の整備や、特認校制度に見られる学校と地域社会の連携の在り方が見直される時なのではないか、という結論に至った。